

青少年第二地区委員会で保管している御神輿の譲渡に関する資料は以下の通りです。

## 青少年対策協議会第二地区委員会 殿

親和自治会



会長 橋本 章子

この度、親和自治会所有の神輿を貴委員会において、譲り受けて下さることになりましたので、下記譲渡書並びに譲り受け書を取り交わしたくご署名をお願いいたします。

## 譲 渡 書

親和自治会所有の神輿を貴第二地区委員会に移管譲渡します。

平成18年12月27日

親和自治会会長 橋本 章子



## 譲 り 受 け 書

親和自治会所有の神輿を、青少年対策協議会第二地区委員会に譲り受けいたします。

平成18年12月27日

青少年対策協議会第二地区委員会

委員長 齋藤 弘子



南街自治会集会所運営委員会 殿

神輿・保管に関する御願い

青少対活動には常日頃より御協力頂き、深謝申し上げます。

題記の件、この度親和自治会様所有の神輿を当委員会で譲り受ける事になりました。(添付：譲渡書(写))

つきましては、譲り受けました神輿に関し、南街自治会集会所にて従来どうり保管頂きたく、お願い申し上げます。

尚、誠に勝手ではございますが、運営管理費の負担免除を併せて御願い申し上げます。

当委員会の運営事情ご賢察の上、ご配慮の程よろしく御願い申し上げます。

平成 19 年 3 月 2 日

青少年対策協議会第二地区委員会  
委員長 斎藤 弘子

神輿(親和自治会より)譲り受けの経過

H.18.7.22	親和自治会長 橋本さん話す	<p>親和自治会が神輿を手離す理由</p> <p>① 今後自治会として祭りをやる予定はなく神輿を使わない。</p> <p>② 神輿を持つ211号で自治会集会所運営委員会(神輿がほらある倉庫の管理)に参加する事と疑問の声が上がり検討。211神輿を手離す事にした</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会集会所。草とり。会議等に出席</li> <li>・自治会集会所運営委員会費 年10000円</li> </ul> <p>③ 青少対等の地域(南街)の団体が神輿を譲り受けたくいれはとの思いがある</p> <p>青少対。対応</p> <p>① 役員に伝え。自治会集会所運営委員会として青少対が神輿を持つ事に対しての受け入れを聞く事。同意</p> <p>② 委員長が話しを聞く。</p>
H.18.7.23	自治会集会所 運営委員会役員 高橋さん話す	<p>① 青少対が親和自治会より神輿を譲り受けする事は賛成</p> <p>② 神輿をほらおく場所の管理を1211自治会集会所運営委員会と青少対との関係等については7月26日役員会にて検討し返事をくくるとの事</p> <p>青少対。対応</p> <p>① 高橋さん(自治会集会所運営委員会)の返事を受け 理事会、委員会等にて意見を聞く(副3名に連絡済)</p>



H.18.7.26	自治会集会所 児童委員会役員 高橋さんと話す	<p>① 自治会集会所児童委員会より神輿を 青少対に譲り受けよう話が出ている 事を報告してくいた... 反対意見はなし</p> <p>② 青少対で譲り受けの事を検討し 決定した時点で具体的な話しを 児童委員会で行い、決定した。</p> <p>(青少対が譲り受けの際に生じる問題 等に関しては責任をもちバックアップして 下さる事)</p>
H.18.9.8	青少対委員会	① 譲り受けの事を承認された。
H.18.9.10	自治会集会所 児童委員会役員 高橋さんと話す	<p>① 譲り受けの事、児童委員会役員会 に報告をして下さる事</p> <p>又、親和から譲り受けの際の文書の写を 児童委員会に提出する。</p>
H.18.9.28	親和自治会長 橋本さん	<p>青少対として譲り受けの事について ① 自治会児童委員会での話し合いの 結果持ちであること伝えられた。</p>
H.18.10.16	自治会集会所 児童委員会役員 高橋さん	<p>① 児童委員会役員会10/15での報告 青少対が譲り受けの際、倉庫に保管すること は、OKであり、児童委員会に入るなど の事はしなくて良い。</p> <p>青少対が持つ事になった神輿は、集会所児童 委員会があらかじめ保管する事になった。 ② 神輿が入っている箱の名を青少対に 聞き取らされたこと。</p>